

事務所だより

第90号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

違法な長時間労働に関する新通達

新通達

(基発〇一二〇
第一号)とは

長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策について、「過労死等ゼロ」緊急対策の新たな取り組みとして、違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で行われた企業に対しての是正指導段階での企業名公表制度が見直され、新通達が発出されました。

制度の概要

による是正指導の実施及び企業名の公表について」をさらに強化する内容となります。

① 労働基準監督署長による企業の経営幹部に対する指導
企業の経営幹部に対して、本社を管轄する署長から、早期に全社的な是正・改善を図るよう指導を行う。

【対象企業】

複数の事業場を有する社会的に影響力の大きい企業であって、概ね一年程度の期間に二カ所以上の事業場で、次のいずれかの実態が認められたとき(本社で二回認められる場合も含む)。

ア) 一事業場で一〇人以上又は当該事業場の四分の一以上の労働者について、一か月当たり八〇時間を超える時間外・休日労働が認められ、かつ、労働時間関係違反(※)として是正勧告を受けていること。

イ) 過労死等に係る労災保険給付の支給決定事案の被災労働者について、一か月当たり八〇時間を超える時間外・休日労働が認められ、かつ、労働時間関係違反(※)の是正勧告又は労働時間に関する指導を受けていること。

ウ) 上記のア又はイと同程度に重大・悪質である労働時間関係違反等が認められること。

(※) 労働基準法第三十二・四〇条(労働時間)、三十五(休日労働)又は三十七(割増賃金)の違反

② 労働局長による企業の経営トップに対する指導及び企業名の公表

企業の経営トップに対して、本社を管轄する局長から、早期に全社的な是正を図るよう指導を行い、指導を行った事実を企業名とともに公表する。

(公表される内容は、企業名、長時間労働を伴う労働時間関係違反の実態、局長から指導書を交付したこと、当該企業の早期是正に向けた取組方針の四項目)

【対象企業】

複数の事業場を有する社会的に影響力の大きい企業であって、次のいずれかに該当するとき。

エ) 署長による指導後の監督指導でアまたはイの実態が認められること。

オ) 一年程度の期間に二カ所以上の事業場で

(一) 二ついずれかの実態が認められ、そのうち一カ所以上で二つの実態が認められたこと。

(二) 一事業場で一〇人以上または四分の一以上の労働者について、一か月一〇〇時間当たりを超える時間外・休日労働が認められ、かつ、労働時間関係違反(※)で是正勧告を受けていること

(一) 過労死等に係る労災支給決定事案の被災労働者について、一か月当たり八〇時間を超える時間外・休日労働が認められ、かつ、労働時間関係違反(※)の是正勧告を受けていること。

(※) 労働基準法第三十二・四〇条(労働時間)、三十五(休日労働)又は三十七(割増賃金)の違反

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

老齢年金の受給資格が変わった？

Q 私は昭和二十一年五月生まれの七十歳です。二十代から三十代にかけて厚生年金に十一年間加入していました。

退職後は個人自営業でしたが、国民年金を掛けずに過ごしてきました。そのため年金を受け取っていません。

ところが、最近友人から「年金が受け取れるかもしれないから、相談した方がいい」と言われました。どういこうでしょうか。

A 現在の老齢年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間のほかに合算対象期間（※）を合わせて二十五年（三〇〇月）以上ある方が一定の年齢に達したときに年金受給を開始する制度です。

しかし、平成二十九年八月一日からは、二十五年（三〇〇月）以上の要件を「一〇年（一二〇月）以上に変更されます。その結果、相談者も老齢年金の請求手続きを行うと平成二十九年九月分から年金を受給開始します。実際の受け取りは、平成二十九年十月

以後になる予定です。

今年三月から順次に日本年金機構が収録している住所・氏名宛に年金請求書が郵送されてきます。年金請求書が届



く時期については、別表を参照してください。ただし、住

	生年月日	送付の時期
1	大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日～昭和26年4月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日 【男性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日 【女性】	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日 【女性】 大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成29年6月下旬～7月下旬

（主な事情を掲載）

＜昭和61年4月1日以後の期間＞

- *日本人で海外居住期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間※
- *平成3年3月までの学生（夜間制、通信制を除く。年金法上の各種学校を含む）で国民年金に任意加入しなかった期間※
- *国民年金任意加入中の保険料未納期間※

＜昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間＞

- *被用者年金加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間※
- *学生（夜間制、通信制、各種学校を除く）で国民年金に任意加入しなかった期間※
- *日本国籍を取得した方や永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間※
- *日本人で海外に居住していた期間※
- *脱退手当金を受けた期間（昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る）
- *国民年金任意加入中の保険料未納期間※

（※は20歳以上60歳未満の期間に限る）

所変更や氏名変更を届け出ていない場合、年金請求書が届かないことがあります。

また、納付等月数が一〇〇月未満の方は、年金を請求できる方なのかコンピューターによる自動判断ができないために年金請求書は届きません。

この場合は、以下のような事情に該当する方は、その事情の月数分を加算して一〇年（一二〇月）以上になると老齢年金を請求することができます。なお、主な事情を掲載しますので、参考にしてください。

二月の労務手続
提出先・納付先

十日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

〔労働基準監督署〕

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

〔郵便局または銀行〕

十六日から三月十五日まで

○所得税の確定申告受付

〔税務署〕

二十八日
○じん肺健康管理実施状況報告の提出
〔労働基準監督署〕

○健保・厚年保険料の納付

〔郵便局または銀行〕

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

〔公共職業安定所〕

編集後記

老齢年金の受給資格期間が一〇年以上ある方への請求手続き案内の発送が始まります。期間短縮によって初めて年金の受給権を得る方は、約六十四万人とのこと。

手元に届いたら忘れずに請求手続きをなさってください。ただし、手数料を要求する年金請求書類には要注意です！（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com